

試験問題

会社名: _____
役職: _____
氏名: _____

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

- | | | |
|----|---|---|
| 1. | 「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。 | ○ |
| 2. | 一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。 | ○ |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であるときは、許可を行うことはできない。 | ○ |
| 4. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 | ○ |
| 5. | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準は、「当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること」、「当該事業の遂行上適切な計画を有すること」、「当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有すること」の3つが要件となっている。 | ○ |
| 6. | 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が定めた標準運送約款と同一の運送約款を適用しようとする場合は、認可を受けなくてもよい。 | ○ |
| 7. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の引受けを拒絶してはならない。 | × |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車車庫の位置及び収容能力の変更にあたっては、速やかに事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。 | × |
| 9. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。 | ○ |

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を開始する日までに安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。	○
11. 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であり、かつ、要件を備える者のうちから選任しなければならない。	○
12. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者又はこれに準ずると認められる者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。	×
13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言に従わなければならない。	×
14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を目的としない運送を行う場合には、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。	×
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。	○
16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。	×
17. 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。	×
18. 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるが、一般貸切旅客自動車運送事業者は負担金の納付に応じないこともできる。	×
19. 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、営業区域を表示しなければならない。	×
20. 旅客自動車運送事業運輸規則の目的は、旅客自動車運送事業の合理的な経営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の安定化を図ることである。	×

21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、観光ガイドとしてのサービスを希望する場合以外には、車掌を乗務させる義務はない。	×
23.	旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	×
24.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。	×
25.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行わなくてはならない。	○
26.	旅客自動車運送事業者は、点呼を行うこととなっているが、その記録の保存期間は1年である。	○
27.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を6ヶ月間保存しなければならない。	×
28.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として、運行ごとに運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行わなければならない。	○
29.	一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を実施するか若しくは事業用自動車の運転者に携行させなければならない。	×
30.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、65才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○
31.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

<p>32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業区域ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。</p>	<p>×</p>
<p>33. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の補助者を選任し、又は解任した場合は、営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。</p>	<p>○</p>
<p>34. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、いかなる場合も運送の引受けを拒絶することはできないと規定している。</p>	<p>×</p>
<p>35. 輸送実績報告書は、毎年6月30日までに報告しなければならない。</p>	<p>×</p>
<p>36. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は18時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は1週間につき2回が限度である。</p>	<p>×</p>
<p>37. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、安全や利用者サービスの向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者を選択されることを促進することを目的の一つとしている。</p>	<p>○</p>
<p>38. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)について、遅滞なく、国土交通大臣に報告しなければならない。</p>	<p>○</p>
<p>39. 10人以上の負傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。</p>	<p>○</p>
<p>40. 自動車運送事業の用に供する自動車は6か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。</p>	<p>×</p>